

令和2年第1回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招 集 告 示 日	令和 2 年 1 月 2 4 日					
招 集 年 月 日	令和 2 年 1 月 2 9 日					
招 集 場 所	山 田 町 役 場 5 階 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和 2 年 1 月 2 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	昆 暉 雄
	閉 会	令和 2 年 1 月 2 9 日 午 後 零 時 3 3 分			議 長	昆 暉 雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐 藤 克 典	○
	2	阿 部 吉 衛	○	9	木 村 洋 子	○
	3	吉 川 淑 子	○	10	関 清 貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横 田 龍 寿	○
	5	菊 地 光 明	○	12	坂 本 正	○
	6	黒 沢 一 成	○	13	阿 部 幸 一	○
	7	山 崎 泰 昌	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	7 番 山 崎 泰 昌		8 番 佐 藤 克 典		9 番 木 村 洋 子	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	健康子ども課長	濱 登 新 子	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	建設課長	昆 健 祐	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	技 監	香 木 和 義	○	上下水道課長	中 屋 佳 信	○
	総務課長	甲斐谷 芳 一	○	消防防災課長	福 士 勝	○
	財政課長	古 舘 隆	○	教 育 長	佐々木 茂 人	○
	復興企画課長	川守田 正 人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱 山 智 美	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	白 土 靖 行	○	生涯学習課長	後 藤 清 悦	○
	農林課長	川 口 徹 也	○			
	水産商工課長	野 口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真 悟	○			
	長寿福祉課長	武 藤 嘉 宜	○			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

令和２年第１回山田町議会臨時会議事日程

令和　２年　１月２９日（水）午前１０時開会

・開　　会

日　程　第　１　会議録署名議員の指名

日　程　第　２　会期の決定

日　程　第　３　報告第１号　前岩手県立山田病院解体工事の請負変更契約の専決処分の報告について

日　程　第　４　報告第２号　自動車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

日　程　第　５　議案第１号　行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

日　程　第　６　議案第２号　山田町立埋蔵文化財収蔵庫建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日　程　第　７　議案第３号　令和元年度山田町一般会計補正予算（第５号）

日　程　第　８　議案第４号　令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和 2 年 1 月 2 9 日

令和 2 年第 1 回山田町議会臨時会会議録

午前 1 0 時 0 0 分開会

(議事日程等別紙)

午前 1 0 時 0 0 分開会

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、令和 2 年第 1 回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は 14 名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影を許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第 114 条により、7 番山崎泰昌君、8 番佐藤克典君、9 番木村洋子さん、以上 3 名を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第 2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第 3、報告第 1 号 前岩手県立山田病院解体工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

報告第1号 前岩手県立山田病院解体工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、令和元年第2回山田町議会定例会において、議案第36号として請負金額1億1,715万円で議決をいただき、蒲野建設株式会社宮古営業所が施工している工事であります。

それでは変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、地下水位が高かったことから、基礎解体・杭切断作業に際し排水作業が必要になったこと、エアコン設備、冷却機器にフロンガスの使用が確認されたことから適切な処理が必要になったことによる増工と工事完了に向け、数量等を精査したことによる変更となります。また、増工に伴う新たな作業の追加や台風19号の影響による工程の遅れに伴い工期を延長するものです。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。工期については、令和元年6月28日から令和元年12月27日までを令和2年2月28日まで63日間延長。請負金額については、変更前1億1,715万円に消費税込み金額351万3,400円を加えた金額1億2,066万3,400円で、去る令和元年12月25日に請負変更契約を締結したものであります。

以上、報告としますので、よろしく願います。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。5番。

○5番菊地光明議員

変更内容について、ちょっと初歩的なことなのですけども、そもそもこの工事概要になくて変更になっているのですけども、エアコンの設備、冷却機器からフロンガスの使用が確認されたことから。こういうの非常識というか常識ではないのですか。初めからこういうのは工事概要に入って、当初入っていない。それが工事したから見つかりましたと。私はそういうのはこういうところを書くべきものではなく、壊してみたらフロンガスが出てきた。アスベストではなく、今の近代的なものだからフロンガスがあるのが当たり前だから工事概要に入れる変更でないと思うのですが、その辺の見解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

エアコン等の設備、冷却機器についてですけども、これについてはフロンガスの規制に対応した機器であるという認識で、当初設計では積算していなかったということでもあります。今回、このフロンガスの処理が必要になったということで、その回収と破壊を行うための費用を増額したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

であれば、今の答弁だと、旧山田病院をつくったときフロンガスに適應しないのを県ではつくったということの確認でよろしいのですね。そもそも、もとの山田病院のような古いのではわかるけれども、あの山田病院つくって10年そんなものですので、岩手県としてそういう適應しないのをつくったのだという確認だけしたいのです。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

当初設計をする場合に医療局のほうで医療ガス等については、医療ガスはないものということで引き受けているということで……

（「その答弁はだめだ」と呼ぶ者あり）

○復興企画課長（川守田正人）

医療局のほうからも医療に関するガスはないということで当初設計には見積もっていなかったということになります。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

3 回目だから、議長今の答弁はだめです。医療局が山田町にうそをついたという答弁で、議長本当にいいのですか。医療局からそう言われなかったのが盛らなかったと。実際あったら医療局は自分たちのことを全然何もしないで、山田町にしましたという答弁で本当にいいのですね。それだけ確認しておきます。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

この工事の設計を入札した際に、業者のほうからも医療ガスの処分等について質問事項がきておりまして、町のほうとしてもこの質問事項に回答するに当たりまして、県のほうからそういうガスはどいうのですかということで確認をしております、医療ガスについてはないということで当該施設の引き受けをしているということで、そのように回答しているということでございます。

○議長

4 番。

○4 番豊間根 信議員

5 番議員と同じ内容で質問させていただきます。同僚議員に対する答弁の中で、フロンガスの処理

の条例というか法律がということですが、そののところでしっかりと根拠を後ほど資料として提出していただきたい。もともとフロンガス設備はそれ云々以前に、解体工事前の以前に、もうしっかりと処理しなければならないという法律が、私は決まっておったと思っております。

それから、医療用ガスという意味と設備機器のガスという部分の区別というものもあると思うのです。そこを担当課とすれば、同じに考えておったということが今回のような形になったのかどうかです。それと伴った中で、当初に戻っていくと当初の入札という時点、請負の部分では、その部分が業者からも問い合わせというか指摘もあったということ、それに対してしっかりと真摯に県医療局、それからその他の部署と協議をしたかどうかということ。

それともう一つ、2番目というか地下水位が高かったことからということ。この前提とすれば、これは今高いわけではない地域ではなかったかと。北浜、柳沢地区におきましては、いわゆる地下水位が高い地域ということは、私はそのような把握というか状況だったと思っております。その部分含めた中で、変更以前の問題のことではないのかなということをふと思っておりますが、その件についてお答え願いたい。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

議員ご指摘のとおり、医療ガスの中にフロンガスは含まれるのかということでございますが、当初、町のほうで設計したときに医療ガスという中にフロンガスも含まれるだろうということで、当初設計には含んでいなかったということでございます。万が一、そういうガスが検出された場合には設計変更で対応しますということで業者には伝えていたところでございます。

次に、地下水位のことですけれども、当初は地盤面から3メートルまで切り下げて杭の切断をするということだったわけですけれども、実際掘削してみたら地盤面からマイナス2.1メートルまで湧水があるということが判明いたしました。その結果、杭切断とか基礎解体のほうに影響を及ぼすということで、ポンプアップによる排水作業が必要になったということで、この排水作業の分も変更で増額したということになります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

今の説明は、担当課とすればしっかりと考えた考え方がいいのでしょうか、いわゆるこういう物件を出す場合にあまりにも責任がなさすぎる。何かあれば設計変更でという部分では、私はないと思います。今後、復興事業終焉を迎える、完成をしていくという部分の中で、いろんな経験を皆様方は積んで来られたと、そのように思っておりますし、安易な設計変更ではない、しっかりと考えた考えに基づいた中で予算を執行していかなくやならんと、そのようなことに基づきますと、今の復興企画課長それか

ら町の姿勢といいましょうか、そこに関しましては、ちょっといかがなものかというふうな雰囲気感
じます。今までそういう部分で設計変更ということで対応されてきたことは、それは突発的なこと、
それから想定が出来事、いろんな部分踏まえた中で設計変更という部分あるのだらうと思いますが、
いずれにせよ予期できたものと私はこの題材というか、今の状況はそうに思っております。工事
完了に向けて数量等精査は、それはそれで当然あり得ると。地下水位が高かったことからということ。
ではその前にどのような状況であるかというものも、しっかりとチェックした中で想定を含めた中で
上程をできなかったのかということ。

それとガスに関しましては、医療用ガスという部分と設備のガスという部分、それはまた誰が考え
てもちょっと大きな違いがあるのだらうなと。ましてや設備があそこにある。あのような立派なエア
コンの設備があったということは、どなたが見ても一目でわかる状況。では私どもでも設備用と医療
用ガスの違いというのはあるのだらう。まして一番当初の同僚議員に対しての答弁では、そのガスの
回収の処理の法律がということ、それはもう今回の山田病院の解体以前の前からフロンガスの処理と
いうところは、世界中、国を上げてしっかりと法律に基づいて実施してきたものと私は思っています。
行政とすればそのような、ここ十年以上前からのそういうような法律にのって施行されてきた部分に
対して、そこを混同というものをどういうふうな状況なのかなということも考えておりますが、いず
れその状況につきまして腑に落ちないというかしかりとした考えに基づいてやってきたというふう
な状況は、私にはちょっと理解できない状況であります。いずれそこを踏まえて後ほどしっかりと
した答弁資料をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

フロンガスの使用が予期できたのではないかとということでございます。確かに議員おっしゃるとお
りでございます。フロンガスの回収の法律ができたのが平成13年でございます。山田病院の開業が平
成18年だということで、フロンガスの規制に対応した機器であるという認識があったということで、
設計段階で認識の甘さがあったのかなというふうには考えてございます。今後、その辺についてはし
っかりと見て、設計のほうをやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番豊間根 信議員

一つ、1 点だけですね。多分そのガスのほうの回収処理という部分で、そのところをちょっと間
違っておるのではないかと。ガス機器の云々かんぬん、使っている部分ではない。その使用をやめ
たときにどのように処理をしなければならないかということも法律でしっかりと決まっているはずだ

と思っておりますので、そのことも含めた中でしっかりとした回答を後ほどいただきたいと思います。
以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

ちょっと先ほどからの復興企画課長の回答を聞いていますと、これは解体工事の設計は直営でやったというふうに理解する説明内容でしたが、それでよろしいのですか。委託なんかには出していないのですね。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

委託してございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうしたら、委託先と委託費を参考までに教えてください。

そしてまた委託をしても実施設計にすれば、町の担当者等もチェックすると思うのですが、その際にもこれらについては注意しなかったというように解釈できるわけですが、この周辺を地元の人たちはどのような地形に建てられているかわかると思いますので、それらのチェックがないのが、何でチェックできなかったのか。体制的にできなかったのか、それともそこまで考えなくて、ただ委託が上がってきたのをそのまま入札執行したのか、その辺について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

委託についてはコンサル会社、黒沼設計事務所に委託して実施してございます。当然、上がってきた設計については担当課のほうでちゃんとチェックした上で、処理しているという形にはなります。

委託金額については済みません。今手元に資料持っていないので、後ほど回答させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、まず担当者等がチェックして、それで入札にかけた。ということは、これらをチェックしなかったということで私は非常に残念に思いますが、この案件ではそうでしょうが、ほかのほ

うにも、例えば道路をつくるにしてもチェックをしないでそのまま入札しているとか、そのような課のほうの体制が見受けられるように考えられるのですが、その辺は大丈夫なのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

委託した設計をそのまま入札に出すということはないというふうに考えております。当然、担当課のほうで設計内容を確認、チェックした上で、金額を確定するという作業は行っているというふうに理解してございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

最後です。わかりました。そのようにチェックしているのであれば、もう少しこのような内容で変更が出されないようにチェックをして、効率的な予算執行をしてもらいたいと思います。課長、これを受けまして担当者等には、議会のほうの議員の意を伝えてくれるようよろしくお願いいたします。それを持ちまして私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。12番。

○12番坂本 正議員

今まで聞いておったのですが、フロンガスというのは大概エアコンにはついているのが、うちにおってもわかるはずです。そこら辺をコンサルで見落としとして、そして町のほうのチェック体制で見逃すと。二重に見逃しているわけです。これはコンサルに対しては何もペナルティはないのですか。

あと一つ、工事完了に向けての精査ということになっておるのですが、工事完了するのは当たり前です。それでこういう3番目に出てくるのはどういうことなのかと。どこだって終わったら工事完了して精査するのが当たり前の話。その中で、これで金額的な面がこれに入ってくるというのはどういうことなのですか。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

フロンガスの部分でございます。これについては、まずフロンガスに対応した機器であるということでの認識があったということで、そこは認識の甘さがあったのかなというふうに思っております。ですので、設計会社のほうには特にペナルティはないものというふうに考えてございます。

あと、工事完了に向けた数量の精査ということでございます。これについては、工事完了に向けて

これまで積算してきた数量等に増減がないか、変更がないかということで精査した結果によって、請負金額の増減が出てくるというものでございます。その結果、数量等の変化によって、請負変更、請負金額が変更になるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番坂本 正議員

そうすると二重に払うことになるのではないの。精査した結果、こういう2番、3番目のものが出てきたのだと。だって、精査しなくたってこの2つは解体時期にわかるはずだ。後から精査してこれがあったということではない。それではおかしい返答ではないですか。行ったり来たり、どっちが先でどっちが後なのだか。当然、解体することにおいて、エアコンイコール、この1番目だってそうです、地下水の水位。あと3番目だってそうです。精査したらおかしいのですと。精査する前にこれは知っていることだ。工事完了の前に。これはどういう説明していただけますか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

工事完了に向けた数量等の精査ということでございます。これについては2つの項目があるわけでございますけれども、1つ目が埋め戻しの碎石数量が変更になったと。当初、見積もっていた数量より埋め戻しの数量が増えたということで金額が増嵩になるという部分と、発生材、廃棄する処理材、木くずとか廃プラスチック類とかそういう量が少なくなったので金額が変更になるということで、最終的にその数量が工事完了に向けて金額が増減をするということになりますので、その部分で金額が変更になってくるというものでございます。

（「あと一つ」と呼ぶ者あり）

（「答弁漏れでないか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

地下水位についてですけれども、地下水位についてもこれまで見ていなかった排水をするための発電機とか水中ポンプ等が必要になりますので、その部分の金額も増えてくるということになりますので、金額的には請負金額が変更になってくるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番坂本 正議員

廃プラだのそういうのは初めから出るのはわかっていることでしょう。何でそれが今の話に出てく

るの。それは初めからわかっていることでしょう。何で私の質問に対して廃プラだの木くず、当然そういうのは初めから精査すればわかっていることで、コンサルがやった時点ではわかっているはずで。何で廃プラだのそういうのが増えてくるの、今の回答で。おかしいのではないですか。そういう返答だからだめなのだ。だからコンサルにはペナルティないのだと。では、この金額、五百何十万誰が責任持つ。町のほうで責任持ってこのぐらいのプラスアルファですと出ているわけなのだけれども、無責任な話しないでください。だから、はっきり言ってまず、工事完了は確かに完了すれば確かにあれが出たのだと。これは工事完了しない前だって、この上の2点やればその時点で幾ら掛かるのかわかるはずですよ。フロンガスだって回収するのに今機械があつてすぐ回収できます。そういうので五百何十万掛かるのですか。おかしいのではないですか。ある程度、責任を持ったやり方してもらわなければ困ります。今、廃プラとか木くず、お話になったのだけれども何でそういう話が今ここで出てきて、話しなければならないの。初めからわかっていることだ。コンサルにわざわざお願いして、そしていろんな経費が掛かるのだと。コンサルの意味がないのではないですか。何でコンサルにペナルティないの。おかしい話ではないですか。コンサルというのは、あくまでもお金を出して精査してもらいながら設計をやってもらって、そのために町のほうでは何百万というお金を出してやっているのではないですか。おかしいよ、それでは。誰が責任持つかわからないけれども。コンサル、ペナルティないということはおかしいことです。フロンガスなんか初めからついているのわかっていることだ。フロンガスだって何だって、エアコンがついているのにフロンガスとかそういうのがついていなければ冷えないでしょう。何でそれが初めから抜けていたということはおかしいことだ。あと1回答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

当初設計の時点では、そういう数量等入っているわけですがけれども、当然完了に向けて数量を精査するわけですがけれども、その数量については実績に基づいた形で再積算し直すという形になりますので、当初、積算した数量と実績に基づいた数量というのは当然差出てきますので、その部分で数量は変更になってくるということで請負金額についても増減が出てくるという形になります。ですので、今回の場合はそういう精査に基づいた結果、金額的に……

（「答えになっていない。それまで聞いていない」と呼ぶ者あり）

○復興企画課長（川守田正人）

増額になったということでございます。ですので、当然設計の段階でもそういう数量は見ているわけですがけれども、工事完了に向けた精査したことによって実績に基づいて計算し直しますので増減は出てくるという形にはなります。

（「今の話は私が言っていることに返答になっていないのですけれども」と呼ぶ者あり）

り)

○議長（昆 暉雄）

12番、もう一度質問し直してください。

○12番坂本 正議員

4回目でしゃべるのだけれども、私の質問に今の話ではなっていない。木くずだのプラスチックだのそういうの言われたのだけれども何で今そういう話が出てきたのと。プラだの木くずだのというのは初めからあるので、使っている物だからわかっていることでしょう。それが多くなったからという意味で私に今返答したのではないですか。そればかりではなく、精査すれば多くなったり少なくなったりするのが当たり前の。それをわかって言っているのだから。ただ、私はコンサルにわざわざ何百万と出しているのに一言でいえばチェック体制甘いのではないかと。そして二重チェックになっているわけです。コンサルにお願いし、町のほうで見て、そしてそれが大体何回も言うようだけれども、うちでエアコンある場合はフロンが入ってなければエアコンの価値がないわけ。ただ風が出てくるわけ。そこら辺の常識的なところを見抜けないでやっているというのはあなた方の怠慢ではないの。違いますか。そこら辺をさっきから言っているのです。そこら辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

廃材の数量ですけれども、当然、木くず類とか廃プラスチック類とかガラス繊維、いろいろな項目に分けて数量計算をしているわけですが、その部分で実績に基づいて、排出した発生材の処理実績というのは出てきます。ですので、その数量、実績に基づいて変更してきますので、どうしても変更金額が増えたり減ったりするということになります。今回の場合は、そういう発生材の数量が少なかったので発生材の処理費用については減額になっておりますけれども、それ以外の部分で地下水位の部分で排水ポンプとか、そういう作業が増工になったということで金額は全体的に増えているという形になります。フロンガスの部分ですけれども、これは規制法ができてから山田病院が建設されていたということですので、認識とすればフロンガスの規制に対応した機器であるだろうという認識の甘さがあったということでございます。その部分については、適正に処理しなければならないということでございますので、その費用を増額させていただいたということでございます。

（「ちゃんと中身書いたらいいべ。前から言われているべ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、報告第2号 自動車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

報告第2号 自動車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、その内容をご報告申し上げます。

本件は、令和元年10月24日午後2時ころ、町道田の浜新開地2号線内において、町所有のトラックが故障したため東亜リース株式会社から借り受けた車両を災害ごみの片づけに当たっていた町民課職員が安全確認不十分のまま運行し、駐車していた相手車両のバックドアに接触したものであります。

次に、示談書をごらん願います。当事者甲は山田町長であります。乙の山田町が借り受けた車両の所有者は、岩手県奥州市水沢区水沢工業団地1丁目1番地、東亜リース株式会社様。相手方丙の車両の所有者は、岩手県盛岡市那須川町9番5号、株式会社トヨタレンタリース岩手様であります。本件事故については、乙東亜リース株式会社の加入している自動車保険が適用になり、乙の損害額12万1,693円のうち乙が加入している車両保険における保険対象外分、いわゆる免責金額10万円、並びに丙の損害額17万5,246円のうち乙が加入している対物賠償保険における免責金額10万円、合計20万円については町で賠償することとし、1月20日に示談書を取り交わしております。

このような事故を起こしたことに對し、深くお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないよう運転業務に当たる職員には、さらに安全運転に心がけ、交通事故を起こさないよう指導を徹底してまいります。

以上、自動車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第1号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

議案第1号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災に係る復興事業の完遂を迎え、事務事業執行体制の見直しを行おうとすること、また令和元年台風19号災害の復旧体制を整えようとすることから行政組織機構を改編しようとするもので、課の新設等を行うことに関し、所要の規定の整備を行うため、関係条例を改めようとするものであります。

それでは、資料の新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。資料1をごらんください。第1条による改正は、山田町課設置条例の一部を改正しようとするものであります。第1条の課の設置について、第11号、建築住宅課を都市計画課に改めようとするものであります。

続きまして、資料2をごらんください。第2条による改正は、山田町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。第2条、常任委員会の名称、委員の定数及び所管について、第2号の産業建設民生常任委員会の所管のうち、建築住宅課を都市計画課に改めようとするものであります。

続きまして、資料3をごらんください。第3条による改正は、山田町都市計画審議会条例の一部を改正しようとするものであります。第8条の審議会の庶務について、建設課から都市計画課に改めようとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして、附則であります。新たな行政組織機構は令和2年度からの実施とするため、本条例の施行期日を令和2年4月1日としようとするものであります。

以上が提案理由の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

2つ質問します。現在の建築住宅課に建設課の一部が合わさってできる課でしょうか。1点目です。2点目、新たにできる都市計画課の組織の内訳を差支えがなければ教えてください。まるまるチームがあつて、その中にまるまる係があつてというのをその辺りを教えてください。

以上、2点です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。建設課の一部、それから建築住宅課の廃止ということでございまして、簡単に申し上げますと建設課と建築住宅課の住宅部分を一緒にして、大体半分にするというようなことを検

討したわけでございます。建設課については土木チーム、それから建設復旧チーム、ちなみにこのチーム名とか係名はまだ決定ではございませんので、現時点での考え方というふうに捉えてもらえればと思います。土木管理を含む土木チーム、それから工事を担当する建設復旧チーム、この2つを検討してございます。それから三陸沿岸道路推進室はそのままと。

次に、都市計画課でございます。都市計画課のほうでは都市整備チーム。このチームで都市計画と高台宅地あるいは移転のところで区画整理をしました宅地、ここの利活用をしてまいります。それから台風災害復旧チーム。これが台風19号の復旧工事を担当するチームでございます。それから従来の建築住宅チームと。建築住宅チームについては、東日本大震災の仮設住宅もまだ残っていますので、その解体あるいは町営住宅の管理をするところでございます。現時点ではこのようなチーム編成をしてございます。議決後でございますが、それをもとにそれぞれの事務分掌をさらに詰めてまいりますし、人事の検討も進めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

都市計画課に新たにできる台風災害復旧チームというのは期間を定めてというか、また今後、改正してなくなるというのかなのか、今後ずっと常設するチームなのでしょうか、どちらでしょうか。お教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。今回の改編については提案説明で申し上げたとおり、台風19号に対応する体制でございますので、一つのめどとすれば東日本大震災の復旧、復興の終了。それから台風19号災害復旧の終了をもって組織のあり方を検討するということにしておりますので、当面はこの形で台風災害の復旧を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番関 清貴議員

今の今後の建築住宅課がなくなって都市計画課になるあれは口頭で説明を受けてわかったのですが、私はそれらの考え方というのをまとめた上でてっきりこのような課の統廃合を提案したと思っていたのですが、分掌事務等まだまだはっきりしていないようですので、それに対して対案されて、このようになりますから条例を議会に提案しますと。そういうことでちょっと私全然、例えば都市公園も多分都市計画のほうにいくと思うのですが、では都市公園は今の説明ではどこに入るのかは説明として

私聞き漏らしたのかどうか入っていませんでした。そのようなことから、ペーパーできちんとまとめないで口頭で言われても、私たちがこの条例を通してくださいと言われても、非常に疑問が残るのですけれども、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

まず都市公園については、議員ご指摘のとおり都市整備チームで対応をしておりますが、例の田の浜の防災緑地については、復旧が重要な課題となっておりますので、それは別枠で検討をしているところでございます。繰り返しますけれども、議決後に事務分担を決定をして、なるべく早く復旧、復興ができるような体制、事務分掌、事務分担をとるという基本的な考え方でございますけれども、例えば建設課の建設復旧チームではこの地区、この工事を担当する。それから、都市計画課の台風災害復旧チームではそのほかの地区、豊間根、織笠、山田を担当するというふうに、地区割り、あるいは工事割り、なるべく早く進むような体制を検討をしているところでございます。いずれにしろ重要課題というのが皆様ご承知のとおり、田の浜地区、船越地区を中心にございますので、そこをどうやってなるべく早く復旧できるかということで、そういう観点で課の改編を考えたところでございますので、細部については機会を捉えて皆様方に説明することを考えておりますが、現時点ではこの課を直すというところでご理解をいただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。非常に台風の復旧のほうに力を入れて、こういう体制にするというので、ぜひこの辺いろいろな問題があるかとは思いますが、頑張ってくれるようお願いいたします。ただ、私心配するのは今も低気圧がきているようですが、台風19号だけでなく、多分今年になっても災害が起きる可能性もありますので、その辺も柔軟に対応できるような体制づくりをお願いして私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第1号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第6、議案第2号 山田町立埋蔵文化財収蔵庫建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(後藤清悦)

議案第2号 山田町立埋蔵文化財収蔵庫建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、東日本大震災からの復興事業に伴う開発行為により出土した埋蔵文化財を適切に保存管理するために、埋蔵文化財収蔵庫を整備するものです。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明申し上げます。資料2をごらんください。位置図にあるとおり、場所は大沢地区の旧山田消防署敷地内に建設するものです。延べ床面積569.60平方メートル、鉄骨平屋建てになります。平面図をごらんください。部屋は湿度管理を要しない遺物1,144箱を収蔵する遺物収蔵室、湿度管理を要する遺物50箱を収蔵する特別収蔵室、発掘、調査により得られた諸記録等を保管するための記録保管室、貸出し等に対応するための遺物荷ほどこき作業、資料実験に対応する部屋としての荷ほどこき室、ほかにトイレ、手洗い場の配置となります。資料3は立面図となっております。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事請負資格審査委員会において選定された業者に、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社菊地建設、佐々勇建設株式会社、陸中建設株式会社の3者の応札があり、令和元年12月26日に開札を行い、佐々勇建設株式会社が落札し、2年1月14日に仮契約を締結したところです。契約金額は、入札書記載金額1億6,200万円に消費税額及び地方消費税額1,620万円を加えた金額1億7,820万円で、工期は11月2日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

先ほど議案第2号で山田町立埋蔵文化財収納庫と言った記憶があるので、収蔵庫でございますので訂正をお願いします。

それでは、質疑を許します。1番。

○1番 昆 清議員

今回の施設は必要経費で建設されると思いますが、そこで2点の質問をいたします。よろしくお願いいたします。まず1点は、歴史的に価値のある貴重な出土品を永年にわたり保管、保存しなければならないのですが、自然災害、火災、盗難防止等から守るためにどのような機能を持たせているのかと。2点目は、三陸縦貫自動車道建設に伴って行われた緊急発掘調査では、縄文土器などの大量の遺物が出土しています。県埋蔵文化の発掘作業が終了しますと、各市町村に出土した大量の遺物が移管されてくると思います。保管場所、保管スペースはこの施設でおさまるのか回答をお願いします。あとはもう一つ3点目ですが、本来、こういう施設は高台につくらなければならないものであるべきものですが、どのようにしてこのような津波に遭った場所につくられるのかと、その3点お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

まず、1点目の永年に管理するということについてでございますが、こちらの施設につきましては特別収蔵室を設置しておりまして、年間を通じて湿度管理ができるような部屋を設置してございます。また、縦貫道の工事で発生しました遺物等、こちらのほうにつきましては、こちらの施設につきましては東日本大震災の発生した遺物のみを収蔵するという施設になってございますので、そちらのほうの出土品につきましては、町有施設の空いているものなどを今後検討してまいりたいと考えております。あと、この場所につきましては、位置がこちらになったことにつきましては、町有地で埋蔵文化財収蔵建設できる面積が取れる場所として、数カ所候補地として復興庁と協議をして、こちらのほうの場所に建設するということで決定したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番 昆 清議員

まず、1点目の自然災害、火災、盗難防止、そのような機能を持たせているのかということを質問した次第でございますが、いかがなものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

一つ、消防施設につきましては、法令に基づいた消火設備を設置してございます。盗難防止につきましては、こちらのほうについては、当然のことながらカメラ等の設備等は設置はしてはございませ

ん。ただし、鍵等を十分に施錠して対応していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番 昆 清議員

それともう一つ、町民の学びを推進するための施設スペースや人材の配置などはどのようになっていますか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

この施設は復興交付金の事業で、復興事業で発掘をされた物の保管場所としてのみ施設が……こちらのほうの施設では展示場所は認められないものということになってございます。埋蔵文化財の展示等につきましては、今後は中央公民館、鯨館などで企画展を開催するなど、町民の皆様に見てもらえる機会をつくってまいりたいと考えているというところでございます。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10 番。

○10 番 関 清貴議員

それでは私のほうからは、多分 1 番議員の質問でわかったのですが、まず私も一番懸念されるのが、位置図を見ますと勤労体育センター、津波後にあそこあと消防署ですね。あそこを見ますと、かなり中が津波の被災を受けてボロボロ、見る影もない形の姿を見せておりました。防潮堤が高くなるにいたしましても、その場所にこれから山田町の埋蔵文化財として貴重な収蔵していく施設をここに設置すると。私はそのちょっと震災の見た者とすれば信じがたいところに、このような後世に残すような財産を収蔵するという、わからないのですけれども、その辺についてどのような考えであそこにつくるようにしたのか。先ほど説明がありましたが、プラスそのような被災を懸念しながらあそこにつくるように持っていったのかどうか教えていただきたいと思います。そしてまた、これらをこの場所に建てるということで、いろんな審議会等を経たと思いますが、その審議会等であそここの場所は適地ですという意見が多かったのか、大変なのではないですかという意見があったのかどうか、もし記録がありましたら教えてください。そして、ここはそれこそ社会教育施設の要素が強いでしょうから、一般開放、この平面図だと一般の人が見るとか何とかというのがないように見えますし、職員がいるようなスペースもないようですが、その辺について、職員配置はどう考えているのか教えていただきたいと思います。そして、このような収蔵物を建てるに当たって、議会に対して説明がありませんでした。このような場所に建てるのに関して、議会に対して施設の規模やら何やらも説明がなくて、いきなり補正予算で出されて、私は勘違いして消防署の 2 階部分に増築するのかなという感覚でいたら、

何か平屋で建てますというような回答があったのでびっくりしたのですが、あそこに平屋で建てるということは、津波がきた場合、もし津波注意報、警報の場合はあの施設はどのような状態でおくのですか。鍵をかけて水が入らないようにしておくのですか。その辺をお聞きしたいと思います。1点目はそれをお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

1番目は場所がどのくらいあったのか。2つ目は審議会でいろいろなものが出なかったのかどうか。職員の配置は考えるのかどうか。警報が出たときの考え方はどうなっているかの4点が、今質問されたのですが、その点について説明をお願いします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

安全性についてでございますが、先ほどの答弁と同じ、現在建築しています防波堤の完成することをもとに復興庁と協議して、この場所で安全であるということで決定したものでございます。こちらの施設のほかの候補地としても数点検討をしております。そちらの位置等から検討しますと、こちらの場所のほうがよりよい場所であるということから、この場所に決まったものでございます。審議会というものにつきましては、こちらのほうでは審議会という形のところまではつくってはございませんでした。あと、職員については、こちらのほうは収蔵庫ということで収蔵するのみということで、貸出しのときにのみとか実施のときにみに職員が出向いて対応するということで、職員の配置は考えてございません。あとは津波の対策ということになりますが、一応こちらの地区については1,000年に1度の津波に対応する防波堤が建築されておりますが、それ以上の津波がくる可能性はありますので、全く危険性がないとは言いきれませんが、危険性は少ないものと考えてございます。

以上です。

（「あと議会に対して何で説明をする機会を設けなかったか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

議会に対しての説明につきましてでございますが、こちらのほうは先ほど来説明しておりますとおり、収蔵する施設ということで町民の皆様に対して見せる、利用していただく施設ではございませんので、そちらのところまでは考えてございませんでした。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

津波のくる危険性がないと。1,000年に1度の防潮堤がつくられたから安全だと。そういうような感覚でここにつくったようですが、果たしてそれでいいのかどうか私は疑問が残りますし、多くの方が

疑問が残ると思います。とにかくこの収蔵物の目的が、集会室とか体育施設みたいに、流れても避難すれば大丈夫な公共の施設であればいいのですが、このようなこれからそれこそ100年、200年先の子孫に、これらの遺物収蔵を披露するためにも非常に大事な施設だと思うのです。そのような施設を復興庁が大丈夫だということで、町でも大丈夫ですというような判断をしたようですが、果たしてそれが正当な考えかどうか。この前の東日本大震災で誰があのような被害を受けると思っていましたでしょうか。そのようなそれこそ想像を絶するような災害というのは起こる可能性があります。そうしたら、そのリスクを少しでも遠ざけるために高いところにこのように未来の財産を残すという考え方というのが欠けていたのではないかなと。復興庁がいいと言ったからここに設置しましたという考え方は少し私は納得がいかないのですけれども、その辺について町の内部のほうで復興庁が大丈夫だからということで全部が全部、庁舎内の会議でも皆さんが賛同したのかどうかその辺についてもお聞きしたいと思います。そして、震災前にもいろんな文化、財産があったと思いますが、それらについては私、風の便りで聞くとところだと、旧織笠農協のところに倉庫にっていて、あそこはもちろん被災を受けたので流された。今度もその可能性があるのではないかなと非常に心配しているわけです。議員として心配しているのではなくて、町民として普通の心配をしているので、その辺についてもきちんと町民に対して説明できるかどうか、その辺について伺いをしたいと思います。復興庁の予算で復興庁が大丈夫なのであそこにつくりますという私はそういう考え方だと理解は得られないと思いますが、それについて回答をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

先ほど来申し上げているところでもございますが、1,000年に1度の津波に対応する津波防潮堤が建築されております。議員おっしゃるとおり、それ以上の津波がくる可能性はありますので、全く危険性がないものとは言いきれませんが、危険性は少ないものと考えております。また、収蔵庫につきましては、海側には開口部をつくらないことで、津波の流入を防ぎ、遺物が流出しづらいように設計を工夫しているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

ただいまの生涯学習課長の答弁にちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。防潮堤は1,000年に1度ではなくて100年に1度、L1クラスの津波に耐えられる防潮堤をつくるということでございます。ですので、東日本大震災クラスの津波であれば越水してくると。ただし、大沢地区につきましては防潮堤が完成すれば、東日本大震災クラスの津波でも防潮堤で守られるということになります。ですので、災害危険区域の指定はされていないということで、今回計画し

ている地区についても東日本大震災クラスでは被災しないというシミュレーション結果になっている
ということは、ご理解いただきたいと思います。

（「庁舎内で皆さんで話し合われて大多数を得たかどうかは」と呼ぶ者あり）

（「庁議で話し合って賛同を得たのかと質問しているのに、ちゃんと答えろ」と呼ぶ
者あり）

（「生涯学習課長、はっきりしろ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

委員会というものではなく関係課と協議をいたしまして、こちらの場所に決定したものでございま
す。それでこちらの場所でいいということでの決定であります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

何か1,000年が100年になったり、かなり答弁の修正がありますが、私が言いたいのは、では前の防
潮堤は何年に1回の津波に耐えられる防潮堤であんなにぐちゃぐちゃになったのか、それらについて
復興企画課長教えてください。私は、想定外は絶対くと思うのです。またいつかの時点で。それら
も考えながら公共施設をつくる場合は、ある程度公共施設の内容にもよりますが、ある程度配慮して
経験を踏まえて、まだ9年たっていないのですからね。9年前の出来事を頭に浮かべてどうしたら被
災を免れるかどうか、そのようなのを考えて、人の命はとにかく高いところに逃げろというのはこれ
からはどんどんやっていくと思うのです。ところが建物は自分で足持っていませんから逃げられない
と、そうしたら海向きには入り口をつくらないと。そんなことで通用するわけがないです、あの津波
は。そのようなことからきちんと公共施設をつくる場合にこういうような性質の守らなければならない
施設をつくる場合に果たして浸水区域、まだ記憶に生々しい浸水区域につくるのが妥当かどうか。
そのようなのをきちんと議論したかどうかというのを私は知りたかったのです。議論しないままに担
当課がここにつくります。復興交付金でつくります。財源は大丈夫ですというような、そんななし崩
しの金に伴わなければ大丈夫だと言えば、大雪りばあねっとみたいにどうせ国の金だという感覚で
物をつくって行って、後でさあさあと思っても大変だということを学びましたので、きちんと災害時
の学んだことを町民の皆様にも……

（「あちこち話しないでよ。この件に関してお話してください」と呼ぶ者あり）

○10番関 清貴議員

議長、どうしますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

話してください。

○10番関 清貴議員

私とすればあっちこっちの感覚はないのですが、関連付けてしゃべっているつもりですので、聞き方なのかなと思うのですけれども、それをそれとして聞いている人もいますので、私めげずに質問いたします。それで、そのようなことからもう少し、まだ9年もたっていない。ひどい被害に遭ったので、それらをきちんと踏まえた上での、行政ですから行政がきちんとしなければ町民の皆様は不安で生活を送れません。そのようなことから、ぜひ慎重に止まって考えるのは考えるべきだったのでないかなと思っております。展示室だけであれば流れてもいいという考え方だといいいのですけれども、そのような考え方でつくったかどうか最後に質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

10番議員が最後の質問です。今、論議になっているのはいろいろな箇所がありました。その中でここがベターだということで結論を出しました。その箇所でいろいろな提案をしてみて、何でベターなのか。ここが最善なのかというものも含めて答弁をもらいたいと思うのですが、暫時休憩をして、その意見を統一して答弁をお願いします。暫時休憩をいたします。

午前11時15分休憩

午前11時26分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。答弁を求める前に答弁保留になっている件について、答弁したい旨申し出がありますので、許可いたします。復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

先ほど、前県立山田病院解体工事設計業務委託の金額について10番議員の質問に保留していた件で回答させていただきます。業務委託金額は539万4,600円でございます。

○議長（昆 暉雄）

それでは答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

こちらの場所に決まった経緯でございます。町有地で埋蔵文化財収蔵庫を建設できる面積がとれる場所としまして、織笠地区の低地部、鯨と海の科学館付近、大沢地区の旧山田消防署用地が候補地として挙がってございました。織笠地区の低地部につきましては、危険区域であることから復興庁のほうで危険区域に建てることはできないということから不適となっております。鯨と海の科学館付近につきましては、湿地帯で湿度が高く、収蔵庫の環境としては不適であると文化財保管科学を専門としています大学教授からの指導を受けてこちらでも不適としてございます。

以上、残りました大沢地区の旧山田消防署の用地となったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番、ご理解賜ります。

（「あと、それに対してほかの人たちで議論した結果は、皆さんもろ手を挙げて大賛成で大沢に決まったということと解釈してよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

それはまだ答弁なっていませんので、ではもう1回質問してください。10番、許します。簡潔に言ってください。

○10番関 清貴議員

わかりました。そのことについては、先ほど1番議員がこの議案の冒頭で質問いたしました。だから、それについては答えていますので、あまり詳しく知ろうとは思いませんが、その後でそこに決まったのを皆さんはあのような場所に建てることに對して、もろ手を挙げてあそこ大賛成で、あそこがいい、あそこがいいと言ったのか、消去方式であそこに仕方なく建てるのを担当課とすれば、そうせざるを得なくて金は国からくると。それで建てたほうがいいべということであそこになったのか。そのような、果たして本当に心からあそこなら大丈夫だという気持ちで皆さんが考えて建てたのか。その辺のことを私は知りたくて、そうでなければ町民から聞かれたときに、役場の内部では皆さんが賛成してあそこに決めたいですから皆さんご安心くださいというふうに説明できるのですが、今のままだと、どのような状況でどうやってあそこに決まったのか、浸水区域に決まったのかどうかわかりませんので、その辺について議会として当局に質問するのは当たり前のことだと思ってこの機会に聞こうとしているわけなので、その辺についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

教育委員会事務局として回答させていただきます。もちろんこのことにつきましては、教育委員会内等でも議論になったわけでございます。大沢の地区につきましては、先ほど復興企画課長からお話がいったように、県のシミュレーション、国との協議の中でも、まず津波はこないだろうと、ただしわからないと。でも今の現状の中では、あそこには家が建ったり、店が建ったりしていてもいい場所であるという結論、これが県のシミュレーションの中でも出てきているわけです。ですので、それを受けた中で、あの場所であれば大丈夫であろうと、あの場所がよいと、また今出たようにさまざまな理由の中から道路にも近い部分等々、さまざまなことを議論した中で、あそこが候補地の中で最も適した部分であろうということ、これはしっかり確認をしているところであります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。5番。

○5 番菊地光明議員

何点か質問しますので、全部間違えないで答弁お願いします。まず資料2ですけれども、私も10番議員さんも補正予算のとき、いろんな質問をしました。そもそもこの位置図に勤体の駐車場を幾ら確保できるかというのも、なぜ上げていないのか。それから場所の理由、今3カ所と言いましたが、本当にその3カ所だけでよかったのか、シミュレーション。審議会にも何もしゃべらないと。ちゃんと文化財審議会の委員の方々は本当にそこでいいと言ったのか。私が担当のとき、私は織笠地区に私の前の方々入れて審議会委員の方々にすごく怒られました。君たちがあんな場所を決めたから山田町の大事な文化財がなくなったのだという責を負わされました。担当課長ですから当然です。そういうことがあったので本当にそこでよかったのかと。

次に、その消防署の前です。いつ教育委員会の行政財産になったのか。行政財産にならないと建てられないはずですが。それから、そもそも消防署が移転した経緯、あそこは危険箇所だからということで移転したその整合性はどう取るのか。それから、旧消防署やいろんなところに公共施設の利活用計画がありますが、あそこにこの建物が建った場合、旧消防署の利活用をどのように考えているのか。壊すのか。その利活用を考えるのであれば、今言ったとおり荒川小学校の校庭だってよかろうし、豊間根地区だってあるし、山谷の第2駐車場なんて一番いいし、今現在は関口の児童館のところだって、いろんなところに山田町の土地はあるはずですが、何でその海岸端の鯨館と織笠の前のところと大沢だけにして、それでよしとしたのか。あと、皆さんが心配していることがあるので、今何カ所やったか、とりあえず1回これで終わりますが。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

まず勤労者体育館の駐車場についてでございます。こちらのほう、収蔵庫のほうが建設されても60台以上の駐車が可能であり、通常の町内スポーツ団体の練習や大会などの利用状況では支障がないものと考えてございます。ただし、大きな大会など多数の利用者が見込まれるようなときには、周辺に駐車場を用意するなど対応していきたいと考えてございます。文化財の審議会につきましては、こちらのほうには、この審議会でのちらの場所を決めるということにはなってございませんので審議のほうはしてはございません。

○議長（昆 暉雄）

行政財産について、財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは旧山田消防署の用地の関係についてお答えします。旧山田消防署、宮古地区広域行政組合の山田消防署の用地として山田町が行政組合のほうに貸付けていたものです。山田消防署の移転に伴い、大沢の山田消防署が用途廃止になったということで、用地は普通財産、建物も普通財産として今

取り扱っております。今後の教育委員会のこの建設工事につきましては、完成の時期に合わせて普通財産から教育委員会への行政財産の所管替えというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

山田消防署が危険箇所であったから移転したのではないかとということでございますが、そうではございません。山田消防署は復興計画の中でも安全な高台に移転するということにしております。これは防潮堤が完成すれば大沢地区は浸水しないという場所になるわけですが、これは想定を超えることもあるということで絶対ではないということで、津波警報等が出れば必ず避難してもらうことになります。これについては消防署も例外ではないということでございます。それを踏まえた上で、町の復興計画については消防署等については安全な高台に防災拠点を整備して、その中で災害時でも機能を発揮できるようにということで津波警報等が発せられても避難しなくてもいいように。即、災害対応の活動が行えるようにということで、町のほうでは防災拠点というところを設定しまして消防署を含めまして病院とか警察署をそこに集約して町を守る拠点にしていこうということで、計画の中で進めてきたということでございます。

（「利活用は」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

利活用についてどう考えるかということでございます。消防署の利活用については現在、当面の利用計画については復興事業等で多く成果として上がっております書庫としての活用を進めていこうということでしておりまして、具体的な検討については利活用専門部会で来年度から検討していくということにしております。

（「終わりか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

終わりです。5番。

○5番菊地光明議員

駐車場が60台以上可能だということを何でこの図面に載せなかったのか。これどこが駐車場になるのかをまず出すべきであろう。審議会にかけないということは、山田町の埋蔵文化財、文化審議会があるのです。皆さんお偉いさんを委嘱しているのですが、その方々に諮らないで決めて、その方々は多分津波、あんな危ないところはだめだと言うはずですよ。現に織笠にあった書類は全部なくなったし、鯨館に入れた先生からもらったいろんな海藻のあれも大部分はなくなってしまっていますので、それ

を審議会にも諮らないでかけましたということは、当然、私は納得できないので審議会のあり方を否定するものです。多分1年に2回審議会があるはずで、それらに諮っていないということは、あり方を町が否定することに等しいということですので、これについてももう一度お願いします。

あとは、消防署の利活用は書庫としてとりあえず考えているという考えですが、書庫にしる何にしる、それらを考えた場合、全体的なものを考えて配置すべきだと思うのです。私が先ほど言ったように、今現在は多分関口の集会所を使ってやっているはずで、何でその当初、3カ所だけ復興庁に出したのか。鯨館、織笠、大沢、その3カ所だけだったという理由。学校再編で4月からなくなる学校があるというのをわかった上で、なぜその3カ所だけを出したのかと。それもちょうんとしてください。

あとは、行政財産につきましては、よく行政財産でないところに契約で、後づけで、多分私が、今言わないとこれは全然誰も、教育委員会の方々には気がついていないと思うのです。そもそも行政財産とかでない普通財産の財政課のものに、町長部局のものに何で教育委員会部局が口を出せるのですか。いつから山田町はそんな教育委員会になったのですか。これ越権行為です。それらもちょうんとしてください。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○5番菊地光明議員

よし。まず、またお願いします。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 11時41分休憩

午後 零時10分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。答弁を訂正したい旨発言がございますので許可いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

先ほどの答弁で、文化財審議会では収蔵庫の問題について審議をしたかについてしていないという答弁をいたしましたけれども、こちらのほうにつきましては、審議をいたしまして了解を得ております。

貴重な時間をいただき大変申し訳ございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

いろいろ質問がありましたが、以上で質疑を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第2号 山田町立埋蔵文化財収蔵庫建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

昼食の時間ですけれども進行いたしますので、ご協力をお願いします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第7、議案第3号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長、簡潔をお願いします。

○財政課長(古舘 隆)

議案第3号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、台風19号被害からの早期復旧を進めるため、災害査定終了箇所に係る設計委託や工事請負費のほか、前回補正からの事業費の増嵩分など必要な予算額を措置するために補正予算の編成を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,004万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億5,620万8,000円としようとするものであります。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。初めに、歳入であります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目農林水産業費国庫負担金5,452万1,000円の増額は、4節林道施設災害復旧事業国庫負担金の増などによるものであります。5目土木費国庫負担金6,500万円の減額は、2節公共土木施設災害復旧事業国庫負担金について、2項国庫補助金への科目組み替えによる減によるものであります。

2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金8,500万円の増額は、1節公共土木施設災害査定設計委託費国庫補助金の増によるものであります。

次のページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金955万1,000円の増額は、1節の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増などによるものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,466万9,000円の増額は、1節財政調整基

金繰入金の増によるものであります。これにより本補正予算時点での本年度末の現在高は57億3,000万円程度となる見込みであります。5目復興交付金管理運営基金繰入金1,264万5,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これによる年度末の現在高は46億5,000万円程度となる見込みです。

9ページの21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。11ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,275万1,000円の増額は、19節の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増などによるものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費3,200万円の増額は、15節町道維持補修工事費の増などによるものであります。

3項河川費、1目河川総務費9,840万円の増額は、13節準用河川改修測量調査設計委託料の増によるものであります。

次のページをお開きください。4項都市計画費、4目防災集団移転費1,580万7,000円の増額は、13節前須賀中継ポンプ場周辺排水対策測量設計業務委託料の増によるものであります。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費1,126万8,000円の増額は、15節農地等災害復旧工事費の増によるものであります。3目林業施設災害復旧費5,701万5,000円の増額は、15節林道災害復旧工事費の増によるものであります。4目単独林業施設災害復旧費2,115万7,000円の増額は、15節林道災害復旧工事費の増によるものであります。

2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費4,000万円の増額は、13節道路等災害復旧工事測量設計業務委託料の増によるものであります。2目単独土木施設災害復旧費2,165万円の増額は、15節の土木施設災害復旧工事費の増などによるものであります。

次のページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,004万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億5,620万8,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

11ページが一番下です。準用河川改修測量調査設計委託料がどこの部分なのかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

河川の箇所でございますけれども、大浦地区の秀禅川とそれから田の浜地区の準用河川女川の2カ

所分でございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番黒沢一成議員

これは台風19号の影響ということではないかと思うのですけれども、道路の部分は国庫支出金のほうから出るようなのですけれども、この河川の部分は全部地方債で賄うものなのではないでしょうか。そのところ説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

この事業については、国の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策である緊急自然災害防止対策事業というものを活用して、これらの2河川の改修を計画しようというものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

わかりましたか。

（「それが予算の出どころが」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

この事業については地方債の事業ということになります。国庫補助金ではなくて、まずは地方債事業だということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番黒沢一成議員

そういう説明だからそうだと思うのですけれども、災害で必要になったものだから国のほうからお金が出てもよさそうだなと思って質問したのですけれども、そのところでまだ答弁があればお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

この河川の緊急対策についても災害復旧事業ではなくて地方債事業ということで対策事業が国に盛られておりますので、こちらのほうをまず使って改修を進めていきたいと。改良復旧のための計画を

進めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番関 清貴議員

私は2点ほど。11ページ、土木費の道路維持費の町道維持補修工事費が3,200万盛られているのですが、これは災害に使うための町道維持補修なのか、それとも普段やっている町道維持補修工事費として追加が出たので3,200万盛ったのか質問いたします。もう一つは、12ページの災害復旧費の林業施設災害復旧と単独林業なのですが、補助災害と単独災害でこのような工事費見っていますが、これで林道関係は終わりなのか。まだ未整備というか申請していない予算盛っていないところがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私のほうからは土木費の維持工事費の増の分でございます。これは台風19号被害による維持補修工事分でございます。3号補正、それから4号補正で8,000万円を計上させていただいておりますけれども、その追加分ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

林道関係の災害復旧予算、これで終わりかというご質問なのですが、予算計上時点では全て網羅しているという考えでございます。ただし、今後も要望等が出ておるところがありますので、さらに計上する可能性はあるものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

質問ではないですが、お願いになりますが町道の維持補修、19号かなり痛手、あちこちでやっていますので、職員体制等大変でしょうが速やかに復旧してもらおうようお願いします。林道については、まだまだありましたら、その都度いろんな相談等、陳情等、要望等受けまして対応していただきたいと思いますので、これはお願いとしておきますので、以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7番。

○7 番山崎泰昌議員

12ページです。防災集団移転費のところ。前須賀中継ポンプ場です。これ科目的にこれで合っているのかどうか。というのは、これは改良ではないのかなと思うのだけれども、それが1点と。あともう1点はここでこの事業を行うのは、19号のせいなのか。それとも今までずっと言ってきたけれども、県が高くするのだから水がたまとずっと言い続けてきたけれども、それによるものなのか。ちょっとそこからお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まずこの事業でございますけれども、これは復興交付金事業の効果促進費を導入して事業を進めようとするものでございます。議員ご指摘のとおり、台風19号前からいわゆる中継ポンプ場周辺の冠水が懸案になっておりました。ここの浸水対策として、まずは前須賀中継ポンプ場は地区の根幹的な施設であると。これをまず守らなければならないということで、復興庁と協議を進めてきておりましたが、そこで今回復興交付金事業として設計委託費を認めていただいたと。ちょっと時間はかかったのですけれども、こういう目的で整備をしたいということでございます。

以上です。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。12番。

○12番坂本 正議員

私この11ページですか、農業振興費の中で19節強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,152万1,000円出ているわけですが、この内容知りたいです。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

この事業につきましては、台風19号により被害を受けた農産物の加工、生産に必要な施設、機械の再建、修繕等に要した費用を支援するものでございます。

（「内容を教えてください」と呼ぶ者あり）

○農林課長（川口徹也）

農業用機械、コンバインあるいはトラクター、パイプライン、ミルカー等の修繕に係るものでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

農林課関係で確認させてください。先週、農地の被災された方々の説明会を開催したと思うのですが、それを踏まえて今後、農地の復旧のものは補正で出てくるのかどうか確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えいたします。農地の復旧については、4号補正である程度、町で把握した分については予算を計上済みでございます。先日の説明会につきましては、私たちが把握していないところもあるのではないかとということで、ご案内を差し上げたところでした。予算については4号で計上済みということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

よろしいですか。11番。

○11番横田龍寿議員

確認なのですが、先週のものでは農林課サイドでも4号で上げた以上のものは出てこなかったということでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

そのような報告を受けております。それ以上のものはなかったというふうに考えております。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第4号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長、簡潔に簡単をお願いします。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第4号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,515万8,000円とするものです。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、5ページをごらんください。歳入です。2款国庫支出金、2項国庫負担金、1目下水道費国庫負担金1億6,860万円の増額は、台風19号に係る公共土木災害復旧負担金の計上によるものです。

次に、歳出です。7ページをごらんください。4款1項災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費1億6,860万円の増額は、被災した前須賀中継ポンプ場の災害本復旧委託料の計上によるものです。

表の最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,515万8,000円とするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。10番。

○10番 関 清貴議員

私は歳出の7ページのほう1億6,860万円ですか。これ全て国庫支出金として負担区分が特定財源盛られているのですけれども、果たして100%補助の見込み、これについてお伺いしたいと思いますが、100%補助に本当になるのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

10番議員の質問にお答えいたします。激甚災害制度の解説というか、要項によると下水道施設の災害復旧については、河川、道路、漁港と同じで概ね6割から8割程度の補助見込みということで、今回台風19号で激甚災害指定になりましたので、これに1割から2割程度のかさ上げ措置がされるということです。今回災害復旧については、県とやり取りしてやりましたけれども、補助率についての明確な指示というかそういうのはなかったもので、うちのほうとすれば10割で計上したということになりま

す。昨日、今日、災害査定受けているところですが、上げた項目については理解したということですが、その後実際の補助率については8割になるのか9割になるのかちょっとわかりませんが、そのぐらいに落ちるのかなというふうには考えております。その際はまた補正をお願いするという形になるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午後 零時33分閉会